



第5章

教育・文化

Iizuka City General Plan 2017-2026

第Ⅲ編

基本計画

5-1. 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

5-2. 確かな学力を育む教育の推進

5-3. 子ども・若者の健全育成

5-4. 生涯学習の振興

5-5. スポーツの振興

5-6. 文化芸術の創造

5-7. 歴史的・文化的遺産の保護と活用

5-8. 国際交流・多文化共生の推進

人権を尊重する豊かな心・ 健やかな体を育む教育の推進

＊ 現状と課題

小学生・中学生の時期は、心身の調和のとれた人間形成を育む上で重要な時期です。

少子高齢化の進行、国際化や情報化など社会が目覚ましく進展していく中で、子どもたちがその変化に適切に対応し、自分らしさを発揮して未来を切り開いていくための「生きる力」を身に付けることが求められています。

しかしながら、いじめ、不登校、体力の低下、基本的な生活習慣の乱れなど、子どもたちの心と体の課題は少なくありません。

そこで、自分や他人を大切にする気持ちや豊かな心を育むため、学校と家庭や地域の連携を深め、地域全体で子どもを見守り、育てる、地域に開かれた学校づくりを進める必要があります。

また、学校における体育学習や外遊びの充実などを通じた体力の向上とともに、健康な体づくりには、子どもの頃から食に対する正しい知識を身に付けさせるなど、学校における食育や食生活改善等にかかわる指導等が求められます。

＊ 施策の方針

豊かな心と生きる力を育み、健やかな子どもたちの育成に努めます。

＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（平成38）年
新体力テスト全国平均値突破項目(※1)	58/144 コマ	≫	72/144 コマ
全国学力・学習状況調査における「学校に行くのが楽しいと思う」児童・生徒の割合	小学校 81.9% 中学校 79.2%	≫	小学校 87.0% 中学校 85.0%
学校教育の充実に関して満足している市民の割合	73.5%	≫	80.0%

(※1)新体力テスト全国平均値突破項目：新体力テスト8種目（握力・上体おこし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・（小）ソフトボール投げ（中）ハンドボール投げ）の男女別・学年別の結果において全国平均値以上の項目数。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-1 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

施策を実現するための基本事業

1 生きる力を育む教育の推進

教育活動全体を通して、道徳性を養う心の充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に即し、同和問題をはじめとする様々な人権教育を推進することで、豊かな心の育成を図ります。

また、豊かな心の育成を基盤として、小中一貫教育における異学年交流などを通じて幅広い人間関係育成能力や、実践的な英語力の育成や国際理解教育などを通じてグローバル社会で活躍できる人材の育成を図ります。



オンライン英会話の様子

2 体力向上と健康増進の推進

体育学習や運動部活動等を通して、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ習慣を身に付けるとともに、生涯にわたって健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う体育・健康教育の充実を図ります。

3 安全な給食の提供と食育の推進

学校教育活動において、家庭や地域と連携しながら、食育・食生活指導の充実に努めます。学校給食については、衛生管理の徹底や地産地消の推進等を図りながら、安全・安心な給食の提供に努めます。

4 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

故郷への愛着を育むため、高齢者や地域住民との積極的な交流を推進するとともに、学校の教育活動や学校運営に、保護者や住民の意向を反映させるなど、家庭や地域と連携・協力した特色ある学校づくりに努めます。

また、いじめ、不登校などに対処するため、家庭や地域、関係機関との機能的なネットワークによる連携・協力を図ります。

確かな学力を育む教育の推進

✿ 現状と課題

少子高齢化やグローバル化などが急激に進む中、人材育成の基盤である義務教育は、子ども一人ひとりの能力を伸ばしつつ、社会において自立していく基礎を培い、社会人として必要とされる基本的な資質を養うことが求められています。

また、経済環境の変化などにより、家庭や地域の教育力の低下が課題となる中、児童・生徒の学習と生活の両面の支援に努める必要があります。

本市の小学校・中学校は、核家族化、少子化など社会情勢の変化の中で学級数、児童・生徒数とも減少傾向となっています。そのため、学校施設については、老朽化した校舎の大規模改造のほか、教育効果を高めるための学校規模の適正化など計画的な教育環境の整備を進めることが重要です。

さらに、児童・生徒の確かな学力の保障と学ぶ意欲の向上を図るためには、子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな学習指導や生活指導の実現が必要であり、教職員の資質と指導力の向上が求められています。

✿ 施策の方針

教育環境の整備・充実などを通して、「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもたちの育成に努めます。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年		目標値 2026 (平成 38) 年
小学校：全国標準学力検査NRT（国語、算数）の正答率	小学校 110.0%	➤	小学校 115.0%
中学校：標準学力分析検査（国語、数学）の正答率	中学校 100.8%	➤	中学校 105.0%
*小学校は全国平均を 100 とし、中学校は県平均を 100 とする			
全国学力・学習状況調査の正答率	小学校 99.8%	➤	小学校 100.4%
	中学校 98.3%	➤	中学校 100.4%
*全国平均を 100 とする			
乗り入れ授業を実施している中学校区数(※1)	8 校区	➤	10 校区
協調学習にかかわる授業を実施している学校の割合	小学校 22.7%	➤	小学校 100%
	中学校 40.0%	➤	中学校 100%
M I M アセスメント(※2)において 3rd ステージ対象児童の割合 (※3)	10.0%	➤	5.0%

(※1)乗り入れ授業を実施している中学校区数：小中学校相互に教員が特定の教科及び学年において、通年で数回の授業を実施している中学校区数。

(※2)M I M アセスメント：M I Mとは、Multilayer Instruction Model(多層指導モデル)の略。通常の学級における「読み」の指導において、個々の子どものニーズに対応して指導・支援を3つの段階に分けて行う指導方法。M I Mアセスメントは、指導の必要性を判断するために行う評価のこと。

(※3)M I Mアセスメントにおいて 3rd ステージ対象児童の割合：でんしゃ、きって、おかあさんなどの特殊音節の読みにおいて個別指導が必要な児童の割合。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-2 確かな学力を育む教育の推進

施策を実現するための基本事業

1 学力向上の推進

児童・生徒の学力向上に向け、協調学習(※4)などの学習理論やICT教育を取り入れた指導方法の工夫・改善や指導体制の強化を図り、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。



協調学習の様子

2 小中一貫教育の推進

より良い教育環境の整備に向け、中学校区を単位とした小学1年生から中学3年生までの9年間を見通した一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導などが可能となる小中一貫教育を推進します。

3 均等な教育機会の推進

全ての子どもの学びを保障するため、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対する就学援助制度や高等教育の機会を保障する奨学金制度等の充実に努め、教育支援を図ります。

4 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や一貫した支援を行います。

また、特別支援教育や発達障がい(※5)等に関する理解を深め、誰もが人権と個性を尊重し、子どもの育ちを支え合う学校・家庭・地域づくりを推進します。

5 学校施設の環境整備の推進

老朽化が進む学校施設については、大規模改造や改築を計画的に推進するとともに、安全で安心して学べる環境を整備します。また、地域住民にも利用しやすいユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

6 教員の資質向上

新しい時代を担う子どもたちを育むため、教員の更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。

(※4)協調学習：ある学習課題に対し一人一人が自分の考えをもち、学習者同士の対話をとおして新たな気づきを導き出し、理解を深める学習。

(※5)発達障がい：自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいの総称で、脳機能の発達に関連する障がい。先天的な要因によって乳幼児期にその症状が現れる。

子ども・若者の健全育成

✿ 現状と課題

少子化、核家族化の進展やインターネット・SNS(※1)等の普及により、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化する中、人との交流やコミュニケーションの機会が減少するなど、人間関係の希薄化が進んでいます。

また、大人社会の規範意識や家庭や地域での子育て機能が低下していることを背景に、子ども・若者の抱える問題は複雑かつ多様化し、不登校や犯罪・触法少年をはじめ、引きこもりやニート(※2)等の困難を有する子どもや若者も増えています。

このような中、物質的な豊かさや生活の利便性が増す一方で、自然体験や社会体験の機会が不足するなど、心の豊かさや生きる力を身につけることのできる環境が求められています。

今後は、子ども・若者の健やかな成長と自立を実現するために、学校、家庭、地域など社会全体で子ども・若者を育み、支える環境づくりを推進するとともに、体験活動や交流活動を通じた地域の教育力の向上や地域での居場所づくりを進めていくことが重要です。

✿ 施策の方針

子ども・若者の健やかな成長と自立を実現するために、学校・家庭・地域が連携した子ども・若者の健全育成を推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年		目標値 2026 (平成 38) 年
青少年健全育成事業参加者数	710 人	≫	800 人
放課後子ども総合プラン(※3)実施校	0 校	≫	18 校
子ども・若者の健全育成に関して満足している市民の割合	76.8%	≫	80.0%

(※1) SNS : Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

(※2) ニート : Not in Employment, Education or Training の略。就業・就学・職業訓練のいずれも行っていない若年層のこと。

(※3) 放課後子ども総合プラン : すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業を一体的に実施し、総合的な放課後対策を推進すること。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-3 子ども・若者の健全育成

施策を実現するための基本事業

1 子ども・若者の健全育成活動の推進

学校、家庭、地域及び関係機関との連携による補導の強化や相談事業の充実など、子ども・若者を取り巻く環境浄化活動を推進するとともに、地域全体での見守り活動や家庭・地域における教育力の向上を推進します。

また、子ども・若者の健全育成体制の充実に努め、指導者と青少年団体の育成に努めます。

2 子ども・若者の社会参加の推進

子ども・若者の社会性や自主性を育むため、多様な体験活動の充実を図り、子ども・若者が積極的に社会参加できる機会の提供に努めます。さらに、放課後子ども教室など子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。

3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談体制の充実を図るなど、国、県や関係機関と連携した支援を推進します。



一体型の「放課後児童クラブ」
及び「放課後子ども教室」



小学生の討論会

✿ 現状と課題

生活水準の向上と自由時間の増大により価値観や生活意識が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさへの欲求が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心が高まっています。

このような中、本市では、多様化する市民ニーズに対応するため、公民館や図書館などを中心として、生涯学習の機会提供に努めているものの、講座や施設利用者の年齢層の偏りや固定化等が見られます。

しかし、市民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくためには、市民がいつでも自由に、学習機会を選択して、学ぶことができる、生涯学習社会づくりを今後も推進する必要があります。

さらに、生涯学習指導者やボランティアの育成と活用を図るため、学習を通して得た知識や経験を地域課題の解決や、まちづくりに生かせる環境づくりを進めることが重要です。

✿ 施策の方針

「いつでも どこでも だれでも」が学び、学習の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（平成38）年
生涯学習講座等参加者数	68,051人	➤➤	85,000人
図書館来館者数	649,623人	➤➤	650,000人



飯塚図書館

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-4 生涯学習の振興

施策を実現するための基本事業

1 多様な学習機会の提供

行政、関係団体との連携を図った上で、生涯にわたって自己啓発に取り組むことができるよう、市民の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。また、図書館においては、機能の充実と利便性の向上に努めます。

公民館等においては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。

2 生涯学習指導者の育成

学習で得た成果を地域社会で生かすことができる仕組みづくりの推進に努めるとともに、生涯学習指導者の育成と人材ネットワークの拡充を図ります。

3 社会教育施設の整備・運営

生涯学習の拠点、交流の場、地域活動の拠点として社会教育施設の円滑な利用のため、地域の実情に応じた施設整備や適正な維持管理に努めます。

さらに、乳幼児から高齢者まで自由に、気軽に、楽しく利用でき、市民から愛され親しまれる施設づくりに努めます。



生涯学習事業(コスモス大学)



公民館まつり

スポーツの振興

✿ 現状と課題

健康づくりと生きがいを求める意識が高まる中、日常生活においてスポーツは大きな役割を占めるようになってきました。また、市民のスポーツに対するニーズも一段と高度化・多様化しています。

本市では、体育協会及び関係団体との連携による各種体育事業の実施により、市民の体力の向上と活力に満ちた地域社会づくりを進めてきました。

今後は、多様なニーズを踏まえながら、市民が気軽にスポーツに親しむことができ、健康で活力ある充実した生活が送れるよう、各種スポーツイベントの開催など、スポーツに親しむ機会の充実・創出を図るとともに、指導者の育成や組織体制の確立に努める必要があります。

また、スポーツ活動の基盤となる運動公園、体育館等、既存のスポーツ施設の統廃合等も視野に入れた有効活用と施設の在り方を検討する必要があります。

本市で毎年開催される「飯塚国際車いすテニス大会」は、1985(昭和 60)年に第 1 回大会を開催し、2004(平成 16)年には車いすテニスの最高峰であるスーパーシリーズに昇格するなど、国内外の身体障がい者間のスポーツ交流・相互理解に寄与しており、引き続き、開催支援に努める必要があります。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を好機ととらえ、東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地や国際的なスポーツ大会を誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会の創出を図ることも重要となっています。

✿ 施策の方針

市民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめるような環境づくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年		目標値 2026 (平成 38) 年
市営スポーツ施設利用者数	559,000 人	≫	570,000 人
スポーツ推進委員数	42 人	≫	52 人
総合型地域スポーツクラブ設立数(※1)	3 クラブ	≫	6 クラブ

(※1)総合型地域スポーツクラブ設立数：地域の学校や公共スポーツ施設を拠点に地域が主体となって運営され、子どもから高齢者の方まで、身近なところでスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツクラブの設立数。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-5 スポーツの振興

施策を実現するための基本事業

1 生涯スポーツ活動の推進

体育協会やスポーツ推進委員協議会、まちづくり協議会との連携により、気軽にスポーツに参加する機会を拡充するため、市民総合体育大会をはじめとしたイベントやスポーツ教室の開催など、生涯スポーツの振興を推進します。

また、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立を推進し、地域に根ざしたスポーツ団体の育成に努めます。

2 スポーツ推進委員の体制強化

スポーツ推進委員の後継者不足の解消を図るため、地域のスポーツ団体や競技団体等に働きかけ委員の確保に努めます。

3 スポーツ施設の整備と活用

スポーツ施設の有効活用を進めるとともに、誰もが快適にスポーツを楽しむことができるよう、老朽化した施設については、統廃合等も視野に入れて改修等を図るなど環境整備に努めます。



健幸の森公園市民プール

4 競技スポーツ活動の支援

競技スポーツ活動を実践している競技者、競技団体に対する支援を図るとともに、飯塚国際車いすテニス大会の開催支援に努めます。



飯塚国際車いすテニス大会

5 国際的スポーツ大会等の誘致

東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地をはじめ、国際的なスポーツ大会等を誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会を創出することにより、スポーツ振興はもとより、スポーツによる国際交流の促進を図ります。

✿ 現状と課題

本市の文化芸術の振興については、飯塚文化連盟等を中心に文化芸術活動が行われており、文化芸術の中核施設である飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）において、幅広い事業を展開するなど、独自の企画事業等を通して市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供しています。また、市民の主体的な活動や既存の団体・サークル活動も活発に行われていますが、参加者の高齢化が進み、新たな加入者も少ない状況です。

今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

中でも、飯塚新人音楽コンクールはボランティアにより運営され、2016(平成28)年に35回目の開催を迎えています。今後更なるボランティアの人材確保や関係機関相互の連携を深めるなど、地域音楽文化の振興のため一層の充実が求められています。

更に文化芸術の振興を図っていくため、計画的な施設整備や本市の特性に応じた施策展開を推進する必要があります。

✿ 施策の方針

文化芸術の継承と活動の支援及び文化意識の高揚を通して、地域文化を大切に作る心を育みます。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（平成38）年
飯塚市文化会館入場者数	242,916人	➤➤	250,000人
飯塚文化連盟会員数	6,000人	➤➤	基準値以上
文化・芸術に関して満足している市民の割合	81.5%	➤➤	基準値以上



文化会館(飯塚コスモスコモン)

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-6 文化芸術の創造

施策を実現するための基本事業

1 市民による文化芸術活動の推進

子どもから高齢者まですべての市民が多様な文化芸術に触れられる機会の充実に努めるとともに、市民参加による文化芸術活動の推進を図ります。また、文化芸術活動を支援する指導者等人材の確保・育成に努めます。

2 文化・芸術活動の機会や場の充実

文化祭など地域に密着した文化振興イベント開催の支援を図ります。
飯塚新人音楽コンクールについては、心温かいきめ細かな運営とともに、優れた新人演奏家の発掘支援など、地域音楽文化の充実に努めます。

3 文化施設の整備・運営

文化施設の整備や設備の改修等を行うとともに、適切な運営に努め、市民が安心して安全、快適に利用できるよう環境整備を進めます。



飯塚新人音楽コンクール

✿ 現状と課題

本市には、数多くの歴史・文化資源が残されており、中でも旧伊藤伝右衛門邸をはじめとした炭鉱遺産がまちの歴史を物語っています。

これらの貴重な資源、獅子舞や神楽などの郷土芸能、伝統行事については、その存在の重要性を多くの市民が知り、保存や次の世代への継承のための活動が活発になるよう取り組む必要があります。

また、飯塚市歴史資料館では文化財の展示公開を実施していますが、市内に点在する旧伊藤伝右衛門邸や旧松喜醤油屋、長崎街道、内野宿などの文化資源との連携や観光資源としての活用が求められています。

✿ 施策の方針

貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（平成38）年
指定文化財件数	49件 (国5件、県15件、市29件)	➤➤	54件
文化財の保護と活用に関して満足している市民の割合	89.4%	➤➤	基準値以上



内野の大イチョウ(県指定天然記念物)



巫女形埴輪(小正西古墳出土 県指定有形文化財)



巻き上げ機台座(市指定有形文化財)

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-7 歴史的・文化的遺産の保護と活用

施策を実現するための基本事業

1 文化財の保存・整備・活用の推進

市内の文化財の現状を把握するため、文化財全般の基本調査を実施し、文化財基本台帳の作成により、緊急性を有するもの、重要な文化財については詳細調査を行い、価値の高いもの、まちづくりに活用できるものを指定文化財、登録文化財として保存・整備・活用に努めます。

2 地域に根ざした特色ある伝統文化の継承

市民に文化財等の情報を発信するとともに、市民が文化に触れ、学習する機会の拡大に努めます。

また、地域の人々に愛され生まれ、培われてきた郷土の芸能や伝統行事の保護継承を図り、青少年も含めた後継者の育成などを支援します。

3 教育・観光への活用の推進

展示活動や学習会、講演会を積極的に実施し、市民の郷土の歴史学習活動を推進するとともに、歴史資料館と学校や社会教育施設との連携を深め、学習活動の拡大を推進します。

また、歴史的文化的遺産は、観光資源としての活用を図り、併せて、解説等のボランティアの育成強化を支援します。



旧伊藤伝右衛門邸(市指定有形文化財、庭園は国の名勝指定)

国際交流・多文化共生^(※1)の推進

✿ 現状と課題

グローバル化の急速な進展により、人・もの・情報の交流が活性化しています。国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや国際性に富んだ地域社会を形成していく取組が求められています。

このような中、本市では米国サニーバール市と平成 25 年度に友好都市協定を締結、平成 28 年度には姉妹都市協定へと発展し、市内中学生を中心とした国際交流を実施するなど、次代を担う人づくりを進めています。

また、市内の大学や研究施設等に多くの留学生や外国の研究者が在籍しており、在住外国人も増加傾向にあることから、外国人が日常生活に不便を感じることなく暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを進めることが一層必要となっています。

今後は、市民が参加する国際交流事業を充実するとともに、民間の国際交流推進団体への支援や、多文化共生のまちづくりの実現に向け、市民の国際理解を高めるための人材の育成が求められています。

✿ 施策の方針

外国人と市民との相互理解を深め、国際交流や外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

✿ 目標達成指標

目標達成指標	基準値		目標値	
	2015 (平成 27) 年		2026 (平成 38) 年	
国際交流事業参加者数	1,200 人	»»	1,500 人	
国際交流関係団体で活動しているボランティア数	290 人	»»	350 人	
国際交流に関して満足している市民の割合	82.8%	»»	基準値以上	

(※1)多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

✿ 施策を実現するための基本事業

施策

5-8 国際交流・多文化共生の推進

施策を実現するための基本事業

1 国際交流の推進

姉妹都市交流の継続・発展を図るとともに、大学や関係団体等との連携強化を図りながら、国際交流事業に取り組み、外国人と市民との文化や教育、経済などの交流促進に向けた活動を推進します。

2 国際理解の推進

国際交流事業の開催や国際理解講座等により、文化の多様性について市民の理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。



国際交流推進協議会 10周年記念事業

3 外国人のための生活支援策の充実

生活情報の提供や相談体制の充実など、在住外国人の支援に努め、外国人が安心して暮らせる住みよい環境づくりに努めます。



中学生海外研修事業(米国サニーバール市)